

アクセシブルな電子図書館と読書困難な学生の支援

——日本における大学図書館サービスの課題と展望——

松原 洋子

(立命館大学大学院先端総合学術研究科)

印刷物の電子データ化や電子書籍の活用は、視覚障害などにより印刷物を読むことが難しい読書困難者 (persons with print disabilities) のアクセシビリティを飛躍的に向上させる。現在、日本の大学図書館では電子化の促進が喫緊の課題となっているが、障害学生支援との関係が論じられることは極めて少ない。本論文は大学図書館の電子化の一環として、印刷物の複製によるテキストデータの作成とアクセシブルな方式への変換および利用者への提供を位置づけ、その意義と課題を検討する。2010年以降、日本では著作権の権利制限の拡大と国連障害者権利条約の批准という、読書困難者のアクセシビリティを促進する二つの大きな政策転換があった。本論文では、これらが読書困難者のアクセシビリティについて、大学図書館にどのような影響を与えたのかを検討する。また2013年6月に採択されたマラケシュ条約および海外の電子図書館の連携により、国境を越えたアクセシブルな複製物の流通が促進されつつある。こうした動向を踏まえて、今後の日本の大学図書館の役割について展望する。

キーワード：大学図書館、読書困難者、アクセシブルな電子図書館、障害学生支援
立命館人間科学研究, No.31, 65-73, 2015.

はじめに

日本の大学図書館は、学術情報の電子化と国際的な学術情報ネットワークの進展を背景に、学術情報基盤の中核的存在として拡充されつつある。しかしデータベースや電子ジャーナルに比べて、日本語の電子学術書は圧倒的に不足している¹⁾。たとえば、日本の先行的な電子学術書プラットフォームであるBookLooperが大学図書館での実証実験を経て商用サービスを開始したのは、2013年である。そもそも日本の出版業界が電子書籍ビジネスによりやく本腰を入れ始

めたのは、iPadやKindleが日本で発売された2010年以降であった。このように出版業界が電子書籍の製作、流通に消極的だったことが、日本語の電子学術書普及の遅れの背景にある。

電子出版学の専門家である湯浅俊彦は、「紙の本」と「電子の本」という二項対立ではなく、「紙の本の世界を広げる電子出版のイメージを具体的に提示する」テーマとして、「読書アクセシビリティ」に注目した。湯浅は、視覚障害等をもつ学生に対する立命館大学図書館での所蔵資料テキストデータ化サービスを詳しく紹介しながら、紙の本を利用できない人々に対する電子出版の意義を高く評価している(湯浅2014)。

書籍のプレーンテキストがあれば、点字や音声への自動変換や文字の拡大、色の反転、またマルチメディア化など利用者に必要な方式に加

1) 文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会学術情報委員会による2013年の報告書では、学術書の電子書籍化が遅れている理由として著作権処理やビジネスモデルの未確立を指摘している(文部科学省2013)。

工できる。このように印刷物の電子データ化や電子書籍化は、視覚障害等のため印刷物をそのまま読むことが難しい読書困難者 (persons with print disabilities)²⁾の書籍アクセシビリティを飛躍的に向上させる (石川 2008)。書籍へのアクセシビリティは、大学生や研究者にはとりわけ切実な問題である³⁾。しかし、読書困難者の書籍へのアクセシビリティを、日本の大学図書館の電子化と関連させて主題的に論じた先行研究は、前掲の湯浅 (2014) をのぞいてほとんどない。また文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会の大学図書館改革に関する報告書でも、日本の読書困難な学生や研究者の支援への言及は全くみられない (文部科学省 2011; 文部科学省 2013)。

本論文では、まず著作権の権利制限の拡大と国連障害者権利条約の批准という大きな政策転換が大学図書館に与えた影響について検討する。さらに、2013年6月に世界知的所有権機構 (WIPO) で採択されたマラケシュ条約およびアクセシブルな複製物の国境を越えた流通の促進を踏まえて、読書困難者の支援における大学図書館の役割について展望する。

I. 著作権の権利制限の拡大

2010年1月施行 (2009年6月公布) の「著作権の一部を改正する法律」(以下、改正著作権法) では、「視覚障害者等」が受益者である場合の著作物の複製・自動公衆送信・譲渡について大幅

な権利制限が行われた。

第一に、大学図書館が著作権者の許諾を受けることなく著作物の複製が行えるようになった。改正前は、無許諾で複製できるのは点字図書館その他の視覚障害者関係施設に限定されていた⁴⁾。一方、改正後は「視覚障害者等」の「福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」(第37条第3項)として範囲が拡大し、「大学等の図書館及びこれに類する施設」のほか、国立国会図書館や公立図書館等も対象となった (著作権法施行令第2条1)。第二に、「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」で複製が行えるようになった。改正前、複製方式は点字と録音に限定されていたが、デジタルデータ化、たとえば立命館大学図書館で行っているようなスキャンした画像データをOCR処理してテキストデータを抽出し電子ファイルで提供するサービスも可能になった。複製データはアップロードやダウンロードができる。また複製物は受益者 (「視覚障害者等」) に譲渡できる (第47条の10)⁵⁾。第三に、受益者の範囲が拡大した (第37条第3項)。「視覚障害者等」とは、「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」を意味し、全盲、弱視のほか、「発達障害や色覚障害など、視覚による表現の認識に障害がある者であれば、障害の種類によらず広く対象となる」(文化庁長官官房著作権課 2010)。ただし、改正著作権法での「視覚障害者等」には、紙

2) “print disabilities”について日本では「プリントディスプレイ」と表記されることもあるが、本論文では「読書困難者」とする。

3) 2010年の改正著作権法施行後直ちに、立命館大学図書館では視覚障害者等の学生を対象としたテキストデータ提供サービスに着手した。その背景には、視覚障害をもつ立命館大学大学院生たちが、視覚障害者の読書権確保のための実践と研究をすでに実施しており、アクセシブルな方式の複製物を利用する当事者として問題提起を行っていたことがある (青木 2009)。

4) 視覚障害学生が学ぶ筑波技術短期大学 (2005年より筑波技術大学) の視覚部は、2010年の著作権法改正前から政令指定を受けており、アクセシブルな電子図書館 (「電子図書閲覧室」) を実現していた。2001年の報告によると、墨字電子図書 (MS-DOSテキスト)、点字電子図書 (BASE書式)、電子録音図書 (DAISY, MP3形式) の膨大なデータを収録していた。利用にあたっては、スクリーンリーダー (全盲・弱視) およびソフトやOSの拡大機能 (弱視) を利用できる環境を備えた (村上 2001)。

5) 立命館図書館ではCD-ROMに格納してディスクを貸し出すという形で運用している (2014年11月16日現在)。

の本での読書が困難であっても、たとえば上肢麻痺や不随意運動などの身体障害は含まれない。

このように著作権法の改正によって、大学図書館が複製物を作成する際の法的な障壁は大幅に除去されたといえる。また、国公立私立大学図書館協力委員会を含む図書館諸団体が発表した「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」(2010年2月)も発表されている。これは、複数の図書館団体と権利者団体が著作権法改正以前から協議して策定したガイドラインで、改正著作権法の「視覚障害等」以外の身体障害その他の読書困難な人々を幅広く支援するものである。しかし、残念ながら大学図書館関係者に浸透しているとは言い難い。現状では図書館資料も含めて書籍のテキストデータ化は、視覚障害学生の授業支援の一環として主に障害学生支援担当者が担っている⁶⁾。大学図書館のホームページで障害学生サービスとして資料のテキストデータ化に言及しているのは、筆者が調べた限りでは立命館大学と日本福祉大学のみにとどまる。このように、改正著作権法に対する大学図書館の動きは鈍い。

著作権者に無許諾で複製できるようになっても、紙の書籍からのテキストデータ化にはマンパワーと財源が必要である(書籍デジタルコンテンツ流通に関する研究会2009)。もし出版社から書籍の電子データが提供されれば、作業に伴うコストは低減されるだろう。フランスではEU情報社会指令の国内法として、知的財産法典等を改正したDADVSIが2006年に制定され

た。これにより著作権者に無許諾でアクセシブルな方式の複製物を視覚障害者に提供できるようになり、また出版社等に電子ファイルの提供が義務づけられた。2010年には障害者サービスとして、フランス国立図書館がPLATONサービスを開始した。フランス国立図書館が認定団体の要望を受けて出版社へ電子ファイル(PDF, XML等)の提供を依頼し、適切な方式のファイルに変換してPLATONを通じ提供している(菊池2014)。日本でも同様に、出版者への電子データ提供を義務づける著作権法の改正が望まれる。

II. 国連障害者権利条約の批准

2014年1月、日本は「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Right of Persons with Disability, 以下、障害者権利条約)を批准した。障害者権利条約は、2006年12月に採択され、日本は2007年9月に署名した。2008年5月に20カ国以上が批准し、発効している。日本では批准に向けて障害をもつ当事者の参加を得ながら国内法の整備が進められ、2013年6月の障害者差別解消法の成立後、国会で同条約の締結が承認された。障害者権利条約では、社会的障壁が障害者の完全かつ効果的な社会参加を妨げるという考え方、すなわち障害の社会モデルが採用されている(第1条)。また障害者の人権を確保するための変更や調整として「合理的配慮」という新しい権利概念が導入された(第2条)(長瀬他2010)。これらは障害者権利条約批准に向け、2011年に改正された障害者基本法にも反映されている。

大学教育との関係では、障害者権利条約第24条5で、障害者の高等教育への機会確保とそのための合理的配慮の提供が定められている。障害者基本法の改正後、文部科学省高等教育局は2012年6月に「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を設置、その報告が同年12月に

6) キャンパスプラザ京都で2013年12月13日に開催されたシンポジウム「大学図書館における障害学生支援—障害者差別解消法の成立を受けて」での青木千帆子の報告「書籍のデータ化・提供を担ってきた主体の実態に関する聞き取り調査」による。「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」(2014年11月15日取得 <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>)については、南(2010)を参照のこと。

「第一次まとめ」として公表された（文部科学省 2012）。同報告の「6. 国、大学等及び独立行政法人等の関係機関が取り組むべき事項」の「(2) 中・長期的課題」には、「視覚障害や読字障害のため文字が見えにくい、読みにくい、肢体不自由のため書籍のページめくりや持ち運びが難しいなどといった『印刷物障害』」に言及されている。これらの読書困難な学生の支援については、「テキストデータ化した教材」を含む障害に応じて必要な教材の学内外での情報共有、「大学等間での共用や貸し借りをを行う仕組み」の検討、さらに電子化した教材の充実のため「大学等や図書館、出版社との連携の促進」といった具体的な提案がなされている。さらに、2013年9月に策定された第3次障害者基本計画では、「3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等」の(3)で「高等教育における支援の推進」が挙げられている。そこでは施設のバリアフリー化だけでなく「授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進する」とされている（第3次障害者基本計画 3-(3)-1）。

一方、障害者差別解消法では、国公立大学のような「行政機関等」に対して合理的配慮の義務（第7条2）、私立大学のような「事業者」には合理的配慮の努力義務（第8条2）が課された。政府では、2016年4月の障害者差別解消法施行に向けて対応要領・対応指針を作成中である。読書困難な学生の対応についても、施行までに文部科学省から何らかの方針が示されることが予想される。全盲の社会学者でアクセシブルな読書環境の整備に努めてきた石川准は、「プリントディスアビリティ」は「出版物の読書障壁に直面する人」という（石川 2011）。「紙の本」しか流通していない状況は、読書困難者には社会的障壁となる。2016年4月の障害者差別解消法の施行に向けて、大学図書館でも大学の障害学生支援室等と連携をとりながら、準備を進める必要があるだろう。

Ⅲ. アクセシブルな複製物の国際的流通

1. マラケシュ条約

障害者権利条約の発効を受けて、国連機関の一つである世界知的所有権機構（WIPO）でも読書困難者にとって極めて重要や展開があった。2013年6月、WIPOは「盲人、視覚障害者その他の読書困難のある人々の出版物へのアクセス促進のためのマラケシュ条約（筆者仮訳）」（Marrakesh Treaty to Facilitate Access to Published Works for Persons Who Are Blind, Visually Impaired, or Otherwise Print Disabled, 以下マラケシュ条約）を採択した。マラケシュ条約の目的は、著作権の権利制限によって、読書困難者向けのアクセシブルな複製物の流通を国境を越えて可能にすることである。51の国・政府間機関が署名し、現在3カ国が批准している。

マラケシュ条約締結の背景には、世界盲人連合（WBU）をはじめとする障害者団体の粘り強い交渉があった。1981年にWIPOとUNESCOが作業グループを立ち上げているが、特に2000年以降、英国世界盲人連合と王立盲人援護協会（RNIB）が、「読む権利」の運動を開始した。世界中で出版される書籍のうち、点字・音声・拡大等でアクセスできるのは5%にすぎず、開発途上国ではわずか1%である状況を「本の飢餓」（book famine）と呼び、その原因は国内の著作権法と国際的な知的財産制度であるとみなした。2001年には国際図書館連盟（IFLA）とWBUが共同でWIPOに働きかけを開始した。さらに2006年の国連障害者権利条約採択を受けて、同条約で確立された障害者の情報アクセス権と調和する新たな著作権条約の必要性が検討されはじめ、困難な交渉を経て締結に至った（野村 2014）。

日本は最終文書に署名しており、文化庁が条約締結に向けて著作権法改正の準備を進めてい

る⁷⁾。文化庁担当者によれば、マラケシュ条約締結に向けた日本の著作権法改正について、第37条第3項の受益者を、現状の「視覚障害者等」（視覚障害者とディスレクシア）から拡張することは明示的に議論されている。ただし、アクセシブルな方式の複製物の国際的流通の窓口となる「Authorized Entity」（政府許諾または認定の非営利機関）については、単独かあるいは複数かも含め、具体的な見通しは現時点では示されていない⁸⁾。日本では2010年1月の著作権改正後も、国内でのアクセシブルな複製物作成や流通が進展していない。日本盲人会連合情報部長・点字図書館長の大橋由昌は文化庁への要望として、複製について著作権法第37条第3項で「福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」という規制を緩和し、複製作業により多くの人々が従事できるよう求めている（大橋 2014）。マラケシュ条約締結に向けて、日本国内の「本の飢餓」を解消し、海外からの求めに応じて日本の書籍をアクセシブルな方式で提供する準備を進める必要がある。アクセシブルな方式での複製が国内外で推進され、流通が促進されることは、言うまでもなく読書困難な学生の学修環境の改善につながる。障害者権利条約批准国として、情報アクセス権の保障、高等教育を受ける権利の促進のためマラケシュ条約の趣旨にかなう著作権法の改正と運用が期待される。

2. 国境を越えたアクセシブルな複製物の流通

マラケシュ条約締結に至る過程では、2009年にWIPOに障害者団体や権利者団体等の利害関係者の意見交換の場としてステークホルダー・

プラットフォームが設置された。その事業のひとつに、TIGARがある（野村 2014）。TIGARはTrusted Intermediary Global Accessible Resources（信頼のおける媒介機関によるグローバル・アクセシブル・リソース）の頭文字をとったもので、参加機関が提供するアクセシブルな方式の書籍を検索できるようにして、国境を越えた交換を促すことを目的としている。TIGARのサービスはマラケシュ条約実施のために設置されたAccessible Books Consortium（ABC）に引き継がれ、約55カ国語の238,000タイトルが登録されている。また、11カ国（オーストラリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フランス、ニュージーランド、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、スイス、米国）の視覚障害者および読書困難者関係の団体や図書館が「信頼のおける媒介機関」（TI）として、TIGARに参加している。なお、ABCは「マルチステークホルダー・パートナーシップ」を掲げ、WIPOやDAISYコンソーシアムのほか、視覚障害者、著作権者、図書館、著作権管理の国際的な団体が加入している。また出版社のエルゼビアが企業として参加している点も注目される⁹⁾。

一方、TIGAR以外にも、各国の図書館や障害者団体がアクセシブルな方式での国境を越えた利用の取り組みを始めている。カナダの公平な図書館アクセスセンター（Center for Equitable Library Access, CELA）は、公共図書館により運営されるNPOで読書困難者に対する公共図書館のサービスを支援する組織である。CELAの理事会には、ABCの参加機関でもあるカナダの視覚障害者支援団体（CNIB）も参加している。CNIBはカナダ最大の視覚障害者のための図書

7) 2014年9月8日の文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第1回）で、マラケシュ条約締結に向けた対応が検討課題の一つに挙げられている（文化庁 2014）。

8) 2014年11月11日に開催された「マラケシュ条約」研修会（日本盲人会連合・DPI日本会議・弱視者問題研究会共催）での講演「マラケシュ条約採択の背景とその概要」における文化庁長官官房国際課の専門官の発言。

9) TIGARサービスは、マラケシュ条約が発効するまでは、著作権者の許諾を得て国境を越えた電子ファイルの交換を行う（2014年11月16日取得 <http://www.accessiblebooksconsortium.org/tigar/en/>）。

館を運営し、公共図書館を通じた視覚障害者向けサービスを提供してきた。この事業が CELA に引き継がれた形になっている (依田 2014)。さらに 2014 年 7 月には世界最大の読書困難者向け電子図書館である米国 Bookshare と提携、CELA の利用者はカナダの公共図書館を通じて Bookshare の蔵書を無料で利用できるようになった (Dobbs 2014)。Bookshare は海外の視覚障害者等の図書館や国公立図書館と提携して、利用者の範囲を国際的に広げている。現在南北アメリカ、ヨーロッパ、中東、アメリカ、アジアの 19 カ国 28 機関および一つの国際的なサービス機関が Bookshare を利用している¹⁰⁾。

また米国のいくつかの大学では、読書困難者の学生のために著作権者に無許諾でスキャンした本のデータを Bookshare に寄託している。Bookshare は寄託されたファイルを読書困難者が利用しやすい方式に変換し、DRM をかけて利用者に提供する。Bookshare は障害学生支援に関する米国政府の補助を受けており、学生は無料で利用できる仕組みになっている。Bookshare には大学生が読む教科書や専門書のタイトルが数多く登録されている¹¹⁾。日本の読書困難な大学生にとっても国際化は重要であり、Bookshare に何らかの形でアクセスできるようになれば極めて有益であろう。

おわりに

障害者権利条約の締約国である日本の大学図書館は、読書困難な学生の支援のために今後どのような役割を果たすべきなのか。まず、大学図書館電子化と学修支援の推進という現在の大学図書館の課題のなかに、読書に障害をもつ学生の支援を位置づけることが必要である。たとえば、導入する電子学術書の形式やプラットフォームのアクセシビリティのチェックは不可欠であろう。特に本論文で検討してきたアクセシブルな方式の複製物をいかに作成し提供するかは、マラケシュ条約批准を見据えたとき極めて重要になってくる。

ここで国立国会図書館の新たな取り組みに注目しておきたい。国立国会図書館では、2014 年 1 月から「視覚障害者等用データの収集および送信サービス」を開始した。当面は覚書を交わした公共図書館から DAISY や点字のデータを収集し、これらのデータを認定図書館等に配信している。国立国会図書館サーチの「障害者向け資料検索」に利用承認の際公布される ID、パスワードでログインし、キーワード等で検索して目的の資料のデジタルデータをダウンロードする。送信サービスの承認館のほか、国立国会図書館に来館して登録すれば視覚障害者等の個人でも利用できる。また、視覚障害等の読書困難者のための電子情報ネットワークであるサピエ図書館会員も、2014 年 6 月からサピエ経由でこのサービスを受けられるようになった¹²⁾。

2014 年 11 月 20 日現在、登録件数は音声 DAISY が 2189 件、点字データが 38 件と極めて少ない。しかし、網羅的な横断検索システムである国会図書館サーチからアクセシブルなデータを個人がダウンロードして利用できるサービ

10) 東アジアでは韓国国立中央図書館が、Bookshare を無料で利用できるパートナー会員となっている (2014 年 11 月 17 日取得 <https://www.bookshare.org/cms/bookshare-me/what-does-it-cost/our-membership-partners>)。

11) Bookshare は、米国著作権法チェアフィー改正 (1994 年) による著作権の例外規定のもとで、読書困難者向けのアクセシブルな方式の複製物を作成し、インターネット配信を行っている。資料は約 32 万点、約 50 カ国に 32 万人の利用者がいる。500 社以上の米国出版社および国際的な出版社から電子ファイルの寄付を受けている。大学との提携については http://assets.bookshare.org/docs/brochures/Bookshare-University-Partner-Program_2810.pdf。(2014 年 11 月 16 日取得) を参照のこと。

12) サービスの詳細は、<http://www.ndl.go.jp/jp/library/supportvisual/supportvisual-10.html> (2014 年 11 月 16 日取得) を参照のこと。

スの開始は、画期的といえる。近い将来、収集だけでなくフランス国立図書館のように、出版社からの電子データ提供を義務づけ、アクセシブルな複製物の製作も国立国会図書館が担えるようになれば、登録件数も増え、より実用的なシステムになるだろう。大学図書館は、米国の大学とBookshareのようなパートナー関係を国立国会図書館との間で構築する、あるいは文部科学省所管の国立情報学研究所の一部に、Bookshareのような機能を新設することも考えられる。国立国会図書館や国立情報学研究所が、Bookshareのパートナーとなる、あるいはアクセシブルな方式の複製物の国境を越えた流通の窓口、すなわちマラケシュ条約のAuthentic Entitiesとして機能する。そのとき、日本の読書困難な学生がようやく国際的な水準の読書環境を獲得するとともに、海外の読書困難な学生もまた日本語の書籍を豊富に利用できるようになるのである。文部科学省および大学図書館関係者は、障害者権利条約とマラケシュ条約を視野に入れて、読書困難な学生の支援に資する大学図書館サービスの検討を早急に開始することが望まれる。

謝辞

本研究は立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構(R-GIRO)研究プログラム「電子書籍普及に伴う読書アクセシビリティの総合的研究」、立命館大学人間科学研究所助成プログラム「読書障害学生支援における大学図書館の課題」およびJSPS25282068の助成を受けたものです。

引用文献

青木慎太郎（編）（2009）視覚障害学生支援技法、生存学研究センター報告6（2014年11月16日取得

- http://www.ritsumei-arsvi.org/publications/index/type/center_reports/number/6).
- 文化庁（2014）文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第1回）（2014年11月16日取得 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houki/h26_01/gijishidai.html).
- 文化庁長官官房著作権課（2010）著作権法の一部を改正する法律（平成21年改正）について、コピーライト、49（585）、21-50.
- Dobbs, N. A. (2014) Benetech's Bookshare Library Expands Services in Canada. Benetech's Blog (2014年11月15日取得 <http://benetech.org/2014/07/08/benetechs-bookshare-library-expands-services-in-canada/>).
- 石川准（2008）本を読む権利はみんなにある。上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也（編）ケアその思想と実践1ケアという思想。岩波書店、91-106.
- 石川准（2011）電子書籍を読書障壁にしないために—出版社と国立国会図書館への期待。現代の図書館、49（2）、83-88.
- 菊池尚人（2014）フランスの障害者向け電子書籍図書サービスの概要及び日米との比較並びにモデルの考察。情報通信学会誌、32、117-123.
- 南亮一（2010）2009年著作権法改正によって図書館にできるようになったこと—障害者サービスに関して。図書館雑誌、104（7）、430-433.
- 文部科学省（2011）大学図書館の整備について（審議のまとめ）—変革する大学にあって求められる大学図書館像（2014年11月16日取得 http://www.jaspul.org/news/asset/docs/monka_20110712_matome.pdf).
- 文部科学省（2012）障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）（2014年11月16日取得 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/1329295.htm).
- 文部科学省（2013）学修環境充実のための学術情報基盤の整備について（審議まとめ）（2014年11月16日取得 http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afield_file/2013/08/21/1338889_1.pdf).
- 村上佳久（2001）電子図書閲覧室2—視覚障害者のための電子図書館 その4。筑波技術短期大学テクノレポート、8、127-132（2014年11月16日取得 http://www.tsukuba-tech.ac.jp/repo/dspace/bitstream/10460/561/1/Tec08_1_22.pdf).

- 長瀬修・川島聡・東俊裕（編）（2010）障害者の権利条約と日本—概要と展望. 生活書院.
- 野村美佐子（2014）動向レビュー マラケシユ条約—視覚障害者等への情報アクセスの保障に向けたWIPOの取り組み. カレントアウェアネス, (321), CA1831, 18-21 (2014年11月15日取得 <http://current.ndl.go.jp/ca1831>).
- 大橋由昌（2014）著作権法改正. 及び読書環境の改善に関する要望書 (2014年11月16日取得 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/houki/h26_02/pdf/shiryo_2-2.pdf).
- 書籍デジタルコンテンツ流通に関する研究会（2009）書籍デジタルコンテンツ流通に関する研究会報告書 (2014年11月15日取得 <http://www.fmmc.or.jp/shoseki/090818/sho090818.html>).
- 依田紀久（2014）CELA, プリントディサビリティのある人へのサービスを開始. カレントアウェアネス, E1575 (2014年11月16日取得 <http://current.ndl.go.jp/e1575>).
- 湯浅俊彦（2014）読書アクセシビリティの保証と大学図書館—所属資料テキストデータ化をめぐる—. 100, 209-227.

(受稿日：2014. 11. 21)

(受理日：2014. 12. 3)

Practice & Discussion

Accessible Digital Library for Students with Print Disabilities: Issues and Perspectives on Library Services in Universities of Japan

MATSUBARA Yoko

(Graduate School of Core Ethics and Frontier Sciences, Ritsumeikan University)

Digitization of print media and utilization of e-books dramatically improve the information accessibility for persons with print disabilities, or those who have difficulties in reading prints due to conditions such as visual impairments. Facilitating digitization is a pressing issue at university libraries in Japan today; however, its relevance to supporting students with disabilities is rarely discussed. This paper positions the process of copying print media to create text data, converting them to an accessible format, and providing it to users as part of digitizing university libraries and discusses its significance and challenges. Since 2010, two large policy changes—the expansion of copyright restriction and the ratification the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities—have taken place, promoting the information accessibility for persons with print disabilities. This paper will examine what impact these policy changes had on university libraries in terms of the information accessibility for persons with print disabilities. Distribution of accessible format copies is also being promoted across the border through the Marrakesh VIP Treaty adopted in June 2013 and cooperation among digital libraries overseas. Taking these trends into consideration, the paper will explore the future role of university libraries in Japan.

Key Words : university library, persons with print disabilities, accessible digital library, support for students with disabilities

RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.31, 65-73, 2015.
